



第3回 THEシガパークビジョン  
検討委員会

令和8年2月10日(火)

滋賀県土木交通部都市計画課  
公園魅力向上推進室

# THEシガパークビジョン目次



## はじめに

### 第Ⅰ編 THEシガパークビジョン

#### 1章 THEシガパークビジョンの概要

- 1.1. THEシガパークとは
- 1.2. これまでのTHEシガパークの取組
- 1.3. THEシガパークビジョンの構成
- 1.4. THEシガパークビジョンの位置付け

#### 2章 公園への期待と課題

- 2.1. 公園の役割・とりまく課題
  - (1) 公園のもつ多様な役割
  - (2) 現在の公園をとりまく課題
- 2.2. 県が管理する公園の現状と課題
  - (1) 県が管理する公園について
  - (2) 公園の更なる魅力向上に向けた課題
- 2.3. 利用者等の公園に対する思い・期待
  - (1) 利用者等の公園に対する思い
  - (2) 利用者等の公園に対する期待

#### 3章 THEシガパークの目指す姿

#### 4章 基本理念と取組方針

- 4.1. 基本理念
- 4.2. 取組方針

#### 5章 THEシガパークの実現に向けて

- (1) 推進体制
- (2) 市町、民間・地域コミュニティ等との連携
- (3) THEシガパークビジョン等の見直し

### 第Ⅱ編 第1期行動計画2030

#### 1章 行動計画の概要

#### 2章 2030年の目標

#### 3章 実施内容とロードマップ

- 3.1. チームアップ
  - (1) 一体的広報・イベント連携
  - (2) 県庁内連携
  - (3) 市町の公園との連携
- 3.2. レベルアップ
  - (1) 魅力事業
  - (2) ベース事業
- 3.3. タイアップ
  - (1) ボランティア・地域コミュニティ活動
  - (2) 公民連携、寄付
  - (3) 市町の公園・民間との連携
- 3.4. ロードマップ

#### ■巻末資料

- ・県の管理する公園一覧
- ・今までの取組

# THEシガパーク ビジョン骨子案



## はじめに( THEシガパークビジョン作成の背景と目的)

### ■THEシガパークの取組に至った経緯

県では、環境保全や遊び場、防災等を目的とした都市公園、自然景勝地の保護や利用増進を目的とした自然公園の他、条例に基づく希望ヶ丘文化公園(1972年(昭和47年)開園)等の公園を、時代のニーズにあわせて設置し管理運営してきたが、コロナ禍(2019年~)を経て公園の「心のオアシス」としての価値を再認識し、暮らしと心を豊かにする場を目指して、しがの公園全体の魅力向上を図る取組を2023年(令和5年)に開始し現在に至っている。

### ■THEシガパークビジョン作成の目的

- ・THEシガパークの明確化(理念やイメージを県民等と共有)
- ・THEシガパーク実現に向けた約5カ年の行動計画の明示
- ・県庁内の取組から、県民等との共創の取組への深化

## 第I編 THEシガパークビジョン

### 1章 THEシガパークビジョンの概要

#### 1.1. THEシガパークとは(定義)

琵琶湖を中心とした滋賀県全体が水と緑と人につながる一つの大きな公園となった姿

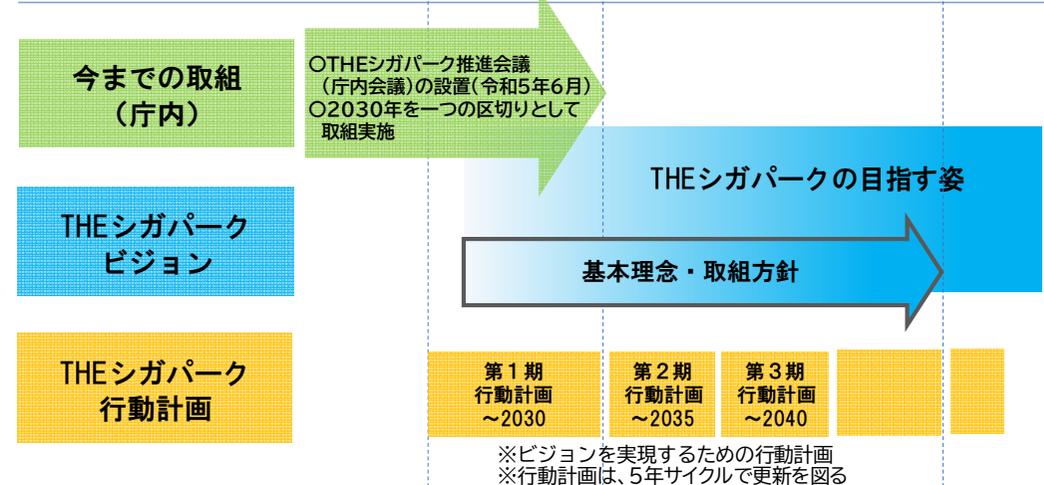
#### 1.2. これまでのTHEシガパークの取組

- ・2023年(令和5年)度に、THEシガパーク推進会議を設置し、県庁内の公園を所管する部局を横断して、公園連携・庁内連携による公園魅力向上への取組を開始
- ・THEシガパークの目指す姿の実現に向けて、【美】「うつくシガパーク」、【優】「やさシガパーク」、【楽】「たのシガパーク」の3つの視点で、「チームアップ」、「レベルアップ」、「タイアップ」のスリーアップの取組を開始

#### 1.3. THEシガパークビジョンの構成

- ・第I編 THEシガパークビジョン  
時代を超えた公園の将来の目指す姿や基本理念  
20~30年後に次の世代に引き継ぐための取組方針
- ・第II編 行動計画  
THEシガパークビジョンを実現するための行動計画(5か年毎に策定)

<構成と対象期間> 2023 (令和5) 2025 (令和7) 2030 (令和12) 2035 (令和17) 2040 (令和22) 2045 (令和27) ……



※THEシガパークビジョンは必要に応じて10年に1回程度見直し、行動計画は5年に1回策定していく

#### 1.4. THEシガパークビジョンの位置付け

- 【上位計画】
- ・基本構想、基本構想実施計画第2期
  - ・人口減少を見据えた未来へ幸せが続く 滋賀総合戦略 ほか

- 【関連計画】
- ・滋賀県の気候変動影響等とりまとめ
  - ・緑の広域計画(令和9年度作成予定)
  - ・みどりとみずべの将来ビジョン ほか

#### 【対象分野】

- ・公園の利便性向上・利用促進に関する取組(ハード&ソフト事業)
- ・県の各施策を推進する上で、公園に関係する取組(健康、こども、自然環境、生物多様性、動物愛護、地域交通、観光など…  
→各専門部局の方針等に沿って、支えていく)

#### (参考)

THEシガパークを構成する個別の公園に対する呼び名や、公園で活動するひと、今後連携していきたい市町の公園・地域団体・企業等に対する呼び名については、検討中

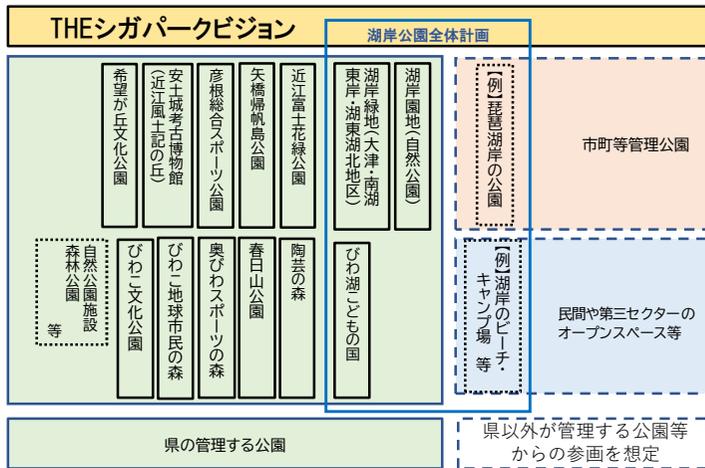
# THEシガパークビジョン骨子案



## 【取組対象範囲】

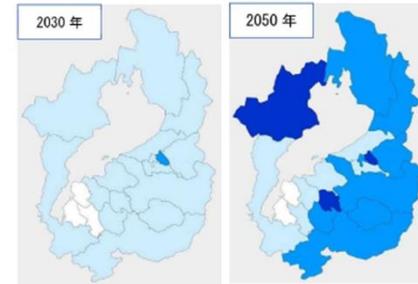
- ①県が管理する主な公園に、その他の県管理公園を順次追加
- ②市町管理公園や民間のオープンスペース等からの参画を想定

### <対象範囲>



※THEシガパークビジョンを実現するための重点的な取組として、湖岸公園全体計画をTHEシガパークビジョンと並行して、別途検討

- ・人口減少・少子高齢化社会への適応  
(地方の過疎化による地域活力の減退、職員数減少や専門職不在等)



県内市町別の人口増減図  
と2050年には草津市、守山市以外の17市町で人口減少

出典：滋賀県人口ビジョン  
令和7年(2025年)12月更新

## 2章 公園への期待と課題

### 2.1.公園の役割・とりまく課題

#### (1) 公園のもつ多様な役割

- ・子どもの遊び場に留まらない様々な役割
- ・防災、環境、健康、子育て、観光といった、近年高い関心と注目を浴びている多くの分野に関係

①防災性向上効果	②環境維持・改善効果	③健康・レクリエーション空間提供効果
④景観形成効果	⑤文化伝承効果	⑥子育て、教育効果
⑦コミュニティ形成効果	⑧観光振興効果	⑨経済活性化効果

<公園が持つ役割(ストック効果)の一般的な9つの側面>

#### (2) 現在の公園をとりまく課題

- ・新型コロナウイルスの感染拡大を経たニューノーマル社会への対応
- ・地球環境問題の新たな潮流(温暖化、異常気象等)への取り組み
- ・社会構造変化(単身世帯の増加、働き方の多様化など)による孤独・孤立、コミュニティ衰退への対応
- ・市民・民間事業者の意識変化(市民参加による社会課題の解決、官民連携等)

### 2.2.県が管理する公園の現状と課題

#### (1) 県が管理する公園について

- ・滋賀県には、豊かな自然を生かした公園がびわ湖沿岸から内陸まで数多く存在
- ・県土に占める自然公園の割合は全国一位の37.3%
- ・都市公園や自然公園をはじめ、条例公園など様々な公園が存在(所管5部9課)
- ※県が管理する個別公園の概要、設置目的、根拠法令等は、参考資料に記載

#### (2) 公園の更なる魅力向上に向けた課題

- 時代の変化に合わせた魅力ある公園のあるべき姿の提示
  - ・各世代、公園を利用しない人・利用できない人等、多様なニーズへの対応
  - ・子育て後など、ライフステージに対応した利用方法の提示
- 利用者目線に配慮した公園づくり
  - ・子どもの目線で公園をつくる仕組みづくり
  - ・県内外、外国人利用者等のニーズへの対応
- 県の財政的制約を踏まえた施設の老朽化への対応
- 公園管理者・造園技術者の不足
- 自然保護と利用のバランスをとる仕組みづくり  
(琵琶湖環境保全、生物多様性、動物愛護)
- 公園への交通アクセスの対応
- 「滋賀県基本構想実施計画第2期」に基づく施策の展開
  - ・からだところの健康づくり
  - ・子どもを真ん中において社会づくり
  - ・暮らしを支え豊かにする基盤づくり
  - ・安心・安全な地域(コミュニティ)づくり など

# THEシガパーク ビジョン骨子案



## 2.3. 利用者等の公園に対する思い・期待

※2025年(令和7年)に県内外の約4,000人を対象に公園アンケート調査を実施

### (1) 利用者等の公園に対する思い

- 滋賀の公園の魅力は、散策ができる・風景がきれいという意見が大多数であり、次いで、動植物が多く生育するなど自然が豊かであるという意見が多い
- 公園での思い出は、ライフステージごとに積み重なり、人生を豊かにしている傾向

- ・幼少期：滑り台、ブランコ、逆上がりの練習、友達との鬼ごっこ  
夕暮れの寂しさ、夜の怖さ、ケガの痛み、景色への感動
- ・青年期：夜の公園での談笑、夏祭り、BBQ、デート、部活、楽器の練習
- ・成人期：ドライブ、営業の途中で休憩、一人でのんびり
- ・子育て期：家族でお弁当を持ってのピクニック、子どもの成長、家族写真
- ・高齢期：孫との散歩、ウォーキング、景色を眺めながらの休息  
亡きペットや家族との思い出、幼少期の経験から孫との遊びへ

○自由な空間として、多様な人や利用を受け入れ、出会う場となっている

- ・乳児から老人まで、1人、家族、障害者、外国人、不登校の子、観光客
- ・草野球、虫取り、携帯ゲーム機やトレカ遊び、ダンス、アーバンスポーツ
- ・朝の散歩で挨拶する仲、名前も知らない子との遊び
- ・犬の散歩、野良猫、野鳥やヘビなど野生動物との遭遇

○県民は、釣り、湖水浴、夕陽など琵琶湖岸での様々な思い出がある

### (2) 利用者等の公園に対する期待

○子どもが公園に期待すること(子どもの声)

- ・大きな公園、自由に遊べる公園、長い滑り台や色々な遊具がある公園
- ・屋台やキッチンカー、イベント
- ・きれいなトイレや休憩スペース、暑すぎる夏でも遊べる日陰や屋内施設
- ・自然と触れ合える場 など

○県民が公園に期待することは、日常的な公園利用としての質の向上と、多様な利用者へ対応を求める傾向

○県外民が滋賀の公園に期待することは、観光・レジャーの目的地としての魅力向上や低廉なコスト、滋賀の自然への憧れ等、都会にはない非日常的体験を求める傾向

○公園施設の要望は、売店・飲食が最多、トイレ、日陰、駐車場改善が上位を占める

○公園を利用しない人・利用できない人の主な理由

- ・目的、利用する機会がない、一人では行きづらい
- ・公園が遠い、公共交通で行けない(交通手段がない)
- ・子どもが大きくなった、子どもがいないから
- ・体力低下、老化により出かけられなくなった

など

## 3章 THEシガパークの目指す姿

琵琶湖を中心に

人の暮らしと心、自然を健やかにする

“THEシガパーク”

- ・すべての人の憩い・交流・体験の場として、
- ・子どもたちが美しい自然の中で、健やかに遊び、学ぶことができる場として、
- ・すべての生き物の生息・生育環境として、

琵琶湖を中心に、滋賀県全体が水と緑と人につながる一つの大きな公園となり、人の暮らしと心、自然を健やかにする姿を目指します。

※将来像のイメージ図は令和8年度に作成予定

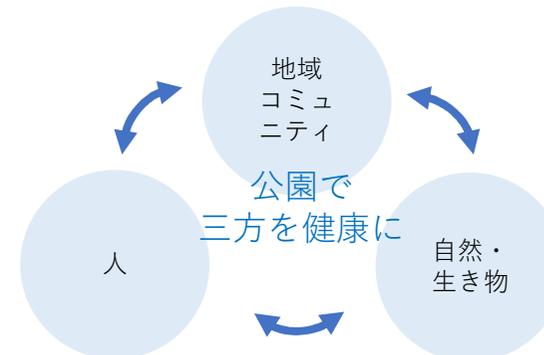
## 4章 基本理念と取組方針

### 4.1.基本理念

互いにつながり、

人、自然・生き物、地域コミュニティを結んで、

三方が健康になる公園を次世代に継承する



目指す姿を踏まえ、

- ・公園同士がつながることで、人、自然・生き物、地域コミュニティを相互に結び、三方を健康にする公園を次世代に継承していくこと

を基本理念とする。

# THEシガパーク ビジョン骨子案



## 4.2.取組方針（案）

基本理念のもと、【美】「うつくシガパーク」、【優】「やさシガパーク」、【楽】「たのシガパーク」の3つの視点で、「チームアップ」、「レベルアップ」、「タイアップ」（スリーアップ）によりTHEシガパークの目指す姿の実現に向け取組んでいく

### 【3つの視点】

【美】 うつくシガパーク	滋賀の自然を活かした景観の美しさをはじめ、トイレなどの公園施設の美しさ、利用者の美しい利用マナーの推進など「美しい公園」
【優】 やさシガパーク	子どもから高齢者、障がい者や外国人を含めた誰もが利用しやすく、人間だけでなく動物をはじめ鳥や虫、草花などの生き物を含めた自然も大切にする、「優しい公園」
【楽】 たのシガパーク	ふらっと訪れただけで気持ちが楽になり、シガパークでしか見られないもの、体験できないことが充実していて、楽しい時間をたっぷり過ごすことができる、「楽しい公園」

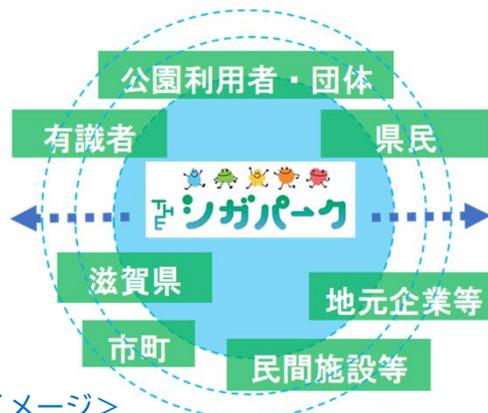
### 【取組：スリーアップ】

チームアップ 連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部局横断の公園間連携</li> <li>・一体的な広報、プロモーション、イベント連携</li> <li>・公園と県の様々な施策との連携</li> </ul>
レベルアップ 機能強化と 利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(魅力事業)それぞれの公園の魅力を伸ばす事業</li> <li>・(ベース事業)利用者が快適に過ごせるための施設整備</li> <li>・(DX事業)利用者の利便性向上に資する取組</li> </ul>
タイアップ 共創	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動・地域コミュニティ活動との協力</li> <li>・市町の公園・民間施設等との連携</li> <li>・公民連携、寄付</li> </ul>

## 5章 THEシガパークの実現に向けて

### (1) 推進体制

令和5年度から庁内の部局横断で進めてきたTHEシガパークの取組をベースに、県民や公園利用者、関係者等とともに、市町や民間施設、地域コミュニティなども含めた共創による取組（みんなで作るTHEシガパーク）に深化



<みんなで作る THEシガパークのイメージ>

### (2) 市町・民間・地域コミュニティ等との連携

THEシガパークの趣旨に賛同し、参画、連携が可能な公園等について、THEシガパークを構成する公園に含めていく予定

### (3) THEシガパークビジョン等の見直し

- ・THEシガパークビジョンは必要に応じて10年に1回程度見直し予定
- ・行動計画は5年に1回策定、必要に応じて順応的に見直しする予定

# THEシガパーク ビジョン骨子案

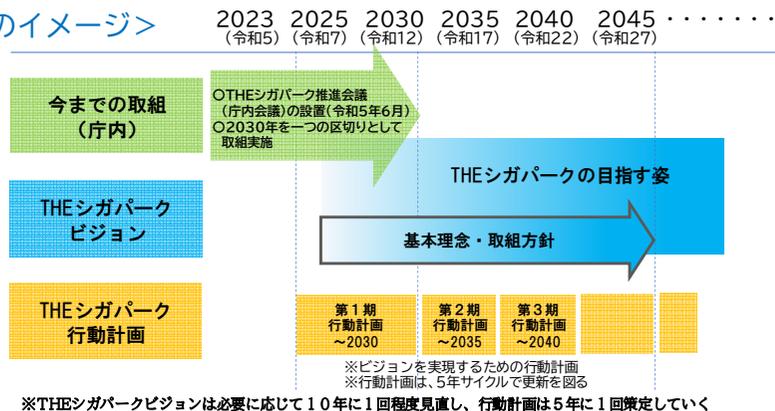


## 第Ⅱ編 第1期行動計画2030

### 1章 行動計画の概要

行動計画は、THEシガパークビジョン（第Ⅰ編）を実現するために、5か年サイクルで作成します。第1期の期間は2026～2030年とします。

#### <構成と対象期間のイメージ>



### 2章 2030年の目標(案)

THEシガパークビジョンの実現に向けて、第1期行動計画期間に目指す目標を示します。

#### ■目標(案)

- ・県民等との共創による取組(みんなで作るTHEシガパーク)に深化(庁内連携の継続、地域コミュニティや市町、民間との連携体制構築)
- ・THEシガパークの認知度向上(例:アンケートによる認知度〇%以上)
- ・おもてなし施設(トイレ、駐車場、サイン、暑熱対策等)の基準を設定し、ベース事業により、整備に着手(例:整備率〇%以上)
- ・魅力事業の設定と、その施設整備により魅力(満足度、利用者数)向上を図る

### 3章 実施内容とロードマップ

第1期行動計画の実施内容は、令和5年度から庁内の部局横断で進めてきたスリーアップの取組をベースに、公園をとりまく課題解決や、個人や各主体が自分事として公園に関わることができるよう項目を定めます。

またロードマップを作成し、順応的な見直しをしながら進めていきます。

#### 3.1.チームアップ

##### (1) 一体的広報・イベント連携

- ・ポータルサイトでの一体的な広報や、魅力プロモーション等
- ・公園同士が連携したイベントの実施や共通サインデザイン等

##### (2) 県庁内連携

- ・県の施策(健康、こども、自然環境、生物多様性、動物愛護、地域交通、観光等)との連携

##### (3) 市町の公園との連携

- ・情報や技術共有、維持管理運営の共同実施(群マネ)等

#### 3.2.レベルアップ

##### (1) 魅力事業

- ・それぞれの公園が特徴と魅力を伸ばすための施設整備、公園再整備

##### (2) ベース事業

- ・利用者が快適に過ごせるための施設(おもてなし施設)整備(トイレ、駐車場、サイン、暑熱対策等)
- ・公園DX(公園管理運営におけるDX)導入による快適性向上に資する取組
- ・利用者の利便性向上、適正利用に資する取組

#### 3.3.タイアップ

##### (1) ボランティア・地域コミュニティ活動

- ・各公園の活動団体・地域コミュニティ活動との多様な形での協力関係の構築
- ・公園利用者が公園に気軽に関われる仕組みやツールの構築

##### (2) 公民連携、寄付

- ・PPP/PFI、寄付等を活用した民間との連携
- ・イベント開催等による公園の利活用

##### (3) 市町の公園、民間との連携

- ・市町の公園・民間のオープンスペースとの連携(イベント、広報)等

#### 3.4.ロードマップ

- ・スリーアップの取組に基づく上記実施内容について作成

重点プロジェクト		実施主体	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
チームアップ	一体的広報・イベント連携	県	●	●	●	●	●
	庁内連携	県	●	●	●	●	●
	市町の公園の参画	県+市町				●	●
レベルアップ	魅力事業	県	●	●	●	●	●
	ベース事業	県	●	●	●	●	●
タイアップ	地域コミュニティ活動	県+地域等	●	●	●	●	●
	企業連携、寄付	県+民間等	●	●	●	●	●
	市町の公園・民間との連携	県+市町・民間	●	●	●	●	●

#### <ロードマップ案>

# 參考資料

■県が管理する公園一覧（1/2）

公園名	湖岸緑地	びわこ文化公園 (文化ゾーン)	びわこ地球市民の森	奥びわスポーツの森	春日山公園	尾花川公園	彦根総合スポーツ公園	希望が丘文化公園
所管所属課	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市計画課	スポーツ課	文化芸術振興課
所在地	大津市他7市	大津市	守山市	長浜市	大津市	大津市	彦根市	蒲生郡竜王町 野洲市
区分	都市公園	都市公園	都市公園	都市公園	都市公園	都市公園	都市公園	条例公園
公園種別	広域公園	総合公園	都市緑地	総合公園	総合公園	近隣公園	運動公園	
概要(設置目的)	琵琶湖総合開発計画に基づき、湖水位の低下による湖周辺の自然環境の悪化を防止するとともに、レクリエーション利用の増進を図るために整備された公園	「びわこ文化公園都市構想」の「芸術、教養の文化クラスター」に位置付けられ、滋賀県を代表する芸術、教養の文化施設群を都市公園内に配置した公園	新野洲川の完成により廃川となり、平地化事業の行われた南流の一部を「豊かな森」として再生した公園	県政100年記念事業の一環として、休養とスポーツの場として整備された場所を、都市公園として位置づけた公園	自然環境や古墳群などの保全と活用を図りながら、県民の憩いとレクリエーションの場として整備された公園	びわこ競艇場と近隣住宅との緩衝帯として開設した公園	広く県民の方々が気軽にスポーツを楽しむとともに、次世代を担う子供や若者が夢を育てることが出来、スポーツを通じて世代や性別、障害の有無などを問わず、多様な人びとが交流できることを目的として整備された公園	すぐれた自然環境を保護し、活用し、県民にいいの場を提供するとともに、広く県民文化、体育の向上に資するため、滋賀県希望が丘文化公園を野洲市、湖南市および蒲生郡竜王町にわたる区域に設置する。
開設年度	昭和55年	昭和55年	平成14年	昭和62年	平成13年	昭和51年	令和5年	昭和47年
開設面積	157.48ha	43.2ha	42.5ha	21.3ha	23.4ha	1.05ha	19.62ha	416ha
根拠法令	都市公園法	都市公園法	都市公園法	都市公園法	都市公園法	都市公園法	都市公園法/滋賀県都市公園条例	滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例
管理方法	指定管理者制度	指定管理者制度	指定管理者制度	指定管理者制度	指定管理者制度	指定管理者制度	指定管理者制度	指定管理者制度
実施している取り組み	・適正利用促進の取組を実施	・Park-PFIによるインクルーシブトイレやカフェの設置 ・県立美術館整備計画の策定(公園と一体となった整備を含む)	・Park-PFIによる大型遊具やカフェの設置 ・森づくりサポーターとの協働の森づくり	2025.10スケートボードパーク新規オープン	2025.9スケートボードパーク新規オープン	—	・各種スポーツ大会、競技会の実施 ・観客に見てもらうことを目的とした、興行的なスポーツ大会の実施	・PFI手法による公園全体の活性化に向けた取組 ・民間団体と連携した事業の実施
公園の特徴	大切な自然を守り・引き継ぐ公園	○	○	◎	○	◎		○
	子供が安心して遊び・学べる公園	○	○	○	○	◎		○
	多くの人が集まる賑わいのある公園	◎	◎	○	○	○	○	◎
	体力づくり・スポーツに励める公園				◎		○	○
	文化・芸術や歴史に触れる公園		○					
	その他						◎ スポーツ大会やイベントを通じて人が集まることで、魅力が高まる公園	

注：上記一覧は2026年2月時点であり、こんぜ天馬の森（県民の森）など、その他の公園は調整次第追加していく予定

■県が管理する公園一覧（2/2）

	9	10	11	12	13	14	15	16
公園名	矢橋帰帆島公園	近江富士花緑公園	自然公園 園地及び自然歩道等	左記のうちの 湖岸緑地 岡山園地	左記のうちの 湖岸緑地 新旭浜園地	びわ湖こどもの国	陶芸の森	安土城考古博物館 (近江風土記の丘)
所管所属課	下水道課	森林政策課	自然環境保全課	自然環境保全課	自然環境保全課	子ども若者政策・私学振興課	イノベーション推進課	文化財保護課
所在地	草津市	野洲市		近江八幡市	高島市	高島市	甲賀市	近江八幡市
区分	条例公園	条例公園	自然公園	自然公園	自然公園	児童厚生施設	なし	なし
概要(設置目的)	都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため設置された滋賀県琵琶湖流域下水道事業の中で、下水道施設用地を有効活用するために整備された公園	県民に四季を通じて花と緑に親しむことのできる場および森林を利用した保健休養の場を提供することにより、県民の緑化意識を高めるとともに、豊かな心の醸成および健康の増進を図るため、設置された公園	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした園地			次代を担う児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするための施設として設置された公園	県民の陶芸に対する理解と親しみを深め、広く陶芸に関する交流の場とすることにより県の陶器産業の振興と文化の向上を図るため、設置された公園	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、郷土の文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって県民文化の向上に資するため、設置された公園
開設年度	昭和 58 年	平成4年		昭和57年	昭和58年	平成4年	平成2年	平成4年
開設面積	18.2ha	52.2ha		9.3ha	13.3ha	83901.91㎡	400,000㎡	67836.5㎡
根拠法令	滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例	滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例	自然公園法	自然公園法	自然公園法	児童福祉法	滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例	滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例
管理方法	指定管理者制度	指定管理者制度	委託および直営	委託	委託	指定管理者制度	指定管理者制度	指定管理者制度
実施している取り組み	・公園魅力向上の検討 ・子どもの広場の遊具リニューアル	・森林環境学習「やまのこ」をはじめとした自然体験 ・トイレ洋式化等の小規模施設改修 ・公園魅力向上の検討	-	-	園地の一部区域の近隣事業者と、事業計画について協議を開始している。	・指定管理者による自主事業をはじめとした、子どもの健康を増進し、情操を豊かにする取組を実施している。	・作家市等のイベントの実施 ・陶芸作品の屋外展示 ・あり方検討に基づく施設の見直し	・指定管理者による博物館での展示 ・指定管理者による公園環境の維持管理
公園の特徴	大切な自然を守り・引き継ぐ公園	○	◎	◎	◎		○	
	子供が安心して遊び・学べる公園	○	◎	○		◎	○	
	多くの人が集まる賑わいのある公園	○		○		○	◎	○
	体づくり・スポーツに励める公園	○						
	文化・芸術や歴史に触れる公園						◎	◎
	その他	◎ 地域環境対策面から地域住民サービスの向上を図るための公園						

注：上記一覧は2026年2月時点であり、こんぜ天馬の森（県民の森）など、その他の公園は調整次第追加していく予定